

〈委員からの質問・意見〉

- 緊急時の受入に関して、実際の受入体制として課題等あれば教えていただきたい。
 - ⇒（事務局）緊急時の受入に関して、ようやく相談窓口ができたというところで、安心感を持っていただけているところではあるものの、緊急事態が重なって発生した際の懸念はある。
 - ⇒（拠点等コーディネーター）実際に動いている中では、緊急事態で連絡をいただく時は、通報者は今すぐ入院が必要など、すぐに預かってほしいというスタンス。
一方で、受入先の調整も行わなければならない、回答を待っていると、1、2時間、間が空いてしまう。そうすると、状況も変化してくる。
ある程度スピード感をもって支援に繋げなければいけない一方、受入先の限界もあるため、特に土日など、相談を受けた後の繋ぎ先の連携がまだ課題としてあると考える。
ただ、まだケースもそれほど積みあがっていないため、もう少しケースを重ねながら、検討していきたい。
- 地域アセスメントについて、イメージがなかなかわきづらい。どのようなものか。
 - ⇒（拠点コーディネーター）他自治体のものを参考に作成しているものの、やはり一番大切なのは社会資源と考えている。
区内の事業所が、名前は知っていても、事業所の担う機能や、インフォーマルなサービス（ひきこもり支援の団体）等、知られていない地域の情報はたくさんある。
作成している中でも、人口動態の地域特有の変化など、見えてきた課題も多くある。
サービス自体の支給量の予測や、区全体の流れや動きを把握するうえでも、検討するための材料として使ってほしい。
- 緊急時について、どこに連絡すればいいのか、はっきりしたことは素晴らしいことだと思う。家族等にも、みんな緊急時はとりあえずそこに連絡しよう、そしてその後に必要なものも色々あるから、サポートカードの作成や、準備をきちんと進めましょうというお話を拡げている。
しかし、なかなかそれが広がらないのは、そのことによってどう動くのか、何が本人や保護者にとってプラスになるのか、というところが、いまいち本人や家族自身まで伝わっていないのではないかと思う。
また、家族からは、いくら緊急といっても、緊急のときだからこそ、顔や名前を知っている人でないと、なかなか本人がそれを受け入れることができないのではないかという心配をよく聞く。
できれば、日中通っている事業所の人とつながってほしい。これまでも、何かあったときは、通所施設に連絡をかけてしまっていたのが通例だったと思うので、まだまだ慣れ親しんだ事業所にすがりたくなるのが、実際の動きなのかと感じている。
連絡先ができたから、緊急時に誰かにつながることができる、安心。で進むと思っていたものがなかなか進まないのは、やはり信頼関係がどのように作りあげられるかということだと思うので、日常のものを少し巻き込むような形で、検討できないか。
そうすれば、宿泊先の課題ももしかしたら解消されるのかもしれない。
事業所の人、「ふだん区と緊急時の連携体制を整えているので、うちの事業所で」というようにつながっていかないと、なかなか保護者側が本腰を入れてこの窓口につながらないのでは、

という気がするし、本当の緊急時が起こってしまうかもしれない。

⇒（事務局）慣れている支援者の顔が見えると、やはり本人も保護者も安心するという気持ちはとてもわかる。

ただ、現状は非常に厳しく、今この2か所を確保するだけでも、かなり大変だったという点をご承知いただきたい。

一方で、この2か所で済む話ではないということも課題として感じているところであるため、ここから先、どれだけそういった場が増やしていけるか、区としても検討を重ねていきたい。

⇒（拠点等コーディネーター）ここ最近あったケースを見ると、やはり金曜日、土曜日のケースもあり、そうすると、平日は通い先があり、その事業所と連携が取れる場合でも、それが難しくなってしまう。

また、月曜日に朝、施設からでなければならなくなった時、送迎をどうするか…、という問題も起きてくる。

理想としては、本来は土日の際に通所先と調整をして、送迎対応してもらうなどの対応をする必要がある。

ただ、実情は事後的に、たまたま顔が見える支援者であれば情報共有もできるが、全てのケースでつながっている場合もないし、送迎の問題も事業所間、家までなど、複雑に絡まっており、正直今の実感としてはひとつひとつやっていくしかない。

もしできるのであれば、通所先の支援者とも連携しながら支援ができるよう、普段から事業所とつながって、顔が見える関係性を構築し、緊急時にすぐに連携が取れる関係性は作ってきたい。

⇒（委員）緊急時協力事業者、ではないが、そういったつながりから、少しずつ何かできるといいという希望がある。

・基幹相談支援センター（以下基幹）での取組みについて。

・「ニーズを捉える」

本人中心のアセスメントについてのセミナーについて、協議会委員と検討中。

・セミナーを踏まえ、定期的な事例検討として、継続的な学びの場を設けていきたい。

・「資源を探す」

相談支援事業所を対象に、訪問ヒアリングを実施予定。

事業所の特徴などのアセスメントも、ヒアリングを通して行っていきたい。

・「制度を活用する」

制度活用の課題に関する研修として、事業所向けに、生活保護、生活困窮者支援をテーマに、障がいのある人が金銭管理の課題をどのように支援できるか、研修を実施。

講義とグループワーク方式で意見交換、渋谷区の特性について話げできた。

・「連携をする」

教育分野とのつながりで、特別支援学校関係者連絡会に、相談支援事業所が初めて見学という形で参加した。

今後、このつながりを契機に、教育分野との連携について検討し、次年度以降に繋げていきたい。

〈委員からの質問〉

- 生活保護、生活困窮者支援をテーマとした研修は、参加者は何人か。
⇒（基幹）関係者除き、受講者は16人。
- 16人という数字は、他の研修と比べて多いのか、少ないのか。
⇒（基幹）平均的な受講者数。
- 基幹相談支援センターの相談支援事業所ヒアリングを基に実施するアセスメントについて。地域生活支援拠点等でも、同様にアセスメントを実施しているが、基幹としてどのように公開や活用することを検討しているのか。
⇒（基幹）地域生活支援拠点等では広くアセスメントを実施されるが、基幹では相談支援事業所について集中的にヒアリングによってアセスメントを行っていく。
事業所の特徴や強みなどを拾いながらアセスメントを行いたい。公開等については、区障がい者福祉課とも相談の上検討したい。
- 基幹相談支援センターの研修について、今後の予定や参加されていない事業所への情報提供や共有について教えてほしい。
⇒（基幹）支援者向けの研修を実施し、感想として、知らないことがわかった、渋谷特有の事情がわかった、ということを受けている。
共有や活用についても、検討し、何か発信できる形を検討している。
- 「ニーズを捉える」真ん中の親教育プログラムの実施について。どのような親を対象に、どのような目的か。
⇒（基幹）まず今年度は、本人中心のアセスメントを皮切りにセミナーを実施し、そして具体的な事例検討につなげるというところを進め、それを受けて、次年度の企画ということで考えていきたい。
協議会の委員にもご協力いただき、今まで取り組んだ支援者支援だけでなく、本人向けセミナー等の形についても、協議させていただきたい。

• 各専門部会での取組みについて。

• 「情報を届ける」（くらし部会）

実際に暮らす人のモデルがないと、なかなか本人のイメージもつきづらく、次の支援につながっていかないだろうという課題が協議会から出されていた。

これをうけて、事例の検討からもう一歩踏み込んで、具体的にどのような暮らしを望むのか、そのためにはどんな支援が必要なのか、ということを考える取組みを、今年度からチャレンジしている。

そのために、まず検討するためには、本人のニーズをどのように聞き取るのか、という点、アセスメントの部分が重要と考え、そこから考えていくよう、部会としてはスタートしている。

• 「連携をする」（就労・日中活動支援部会）

これまで継続的に実施してきた、高齢障がい連携会議について、引き続き実施している。

- ・「制度を活用する」（就労・日中活動支援部会）

「くらしとしごとの相談フェア」を9月に実施予定。

2 各専門部会の活動について

(1) 相談支援部会

安井委員が、資料2-1に基づき説明

- ・第2回部会では、協議会の内容報告と、各部会に参加いただいた様子を共有している。
 - ・今年度から、年4回行われる相談支援事業所連絡会について、時期をずらした。部会でも事業所連絡会の課題も拾い上げようということで、18歳到達時のサービス移行や、引継ぎのポイント等が連絡会から課題としてあがった。
 - ・課題については、やはり学校卒業後のつなぎの部分。学校との連携がどうしても薄くなってしまふことや、卒業する前の学校との連絡の取りづらさなどの話があがった。
 - ・また、基幹相談支援センターの報告からもあった通り、事業所ごとの特徴がかなり異なる。事業所の得意分野や特徴がわかりづらいという話もあり、そうなるとうと、どこにつなげていいのかわからない、そもそも事業所自体も手いっぱい、という状況が生まれ、マッチングの難しさも課題としてあがった。
 - ・相談支援事業所自体の認知不足も大きな課題としてあがった。
 - ・制度上の問題もあると思うが、学校在籍時から支援に関わろうとしても、児童側の相談支援事業所の指定を取っていないと、卒業後しか関われないという問題がある。
 - ・これらの問題に対し、部会からもいくつか解決に向けたアイデアはあがってきている。
 - ・学校側への周知
 - ・相談支援事業所の特徴や強みなどのリスト化
 - ・学校側と支援者側で共有するシートのようなものの作成
 - ・学校側と連携をとれる場の設置、早期からの引継ぎ準備
 - ・相談支援事業所全体の課題としてあがっているものとして、以下の課題がある。
 - ・ヘルパーや移動支援の不足
 - ・放課後等デイサービスなど、長期休み期間の預かりの場の不足
 - ・区役所の所管課（各障がい担当係）との連携を密にとるための意見交換の場の設置
 - ・施設入所利用者と相談支援事業所のかかわりの薄さ
- ⇒これらについても、解決に向けて検討していきたい。

〈部会長より〉

- ・他の部会からもあがっているように、高齢期への移行の問題が、継続的にあがってきている。高齢サービスに移行するにあたり、サービスの違いや、自己負担の制度の違いは誰もがわかっているものの、いざ介護保険に移行するときに、なかなかつなぎがうまくいかないケースや、65歳に到達する2、3か月前から介護保険が申請できるが、その短い期間では、申請等の手続きに追われ、説明等も事後になってしまう、そうすると、移行後にトラブルに発展するという事例が少な

らず起きてしまっている。

- ・介護保険への移行の課題意識は誰もがもっているものの、この課題は、おそらく事業者だけでは解決できない部分も多々ある（特に自己負担や、サービス料の部分など）。

- ・そうになると、障がい者福祉側と高齢者福祉側の行政、また民間事業所が、垣根を超えて、一緒に協議をしていく場を設けないといけないのではないかと考える。

区が主導して、官民協働に向けたアプローチをしてもらえると、事業者としても動きやすいと思うが、事務局としての考えはいかがか。

⇒（事務局）問題としてあがっている、障がいから高齢への切れ目のない支援の部分については、これまで連絡会や、様々な会議体等にて実際の課題や負担について、具体的なお話を伺ってきた。

部としても、これは障がい者福祉にとどまらない問題として、課を超えて検討するように共有している。

また、今回のお話を受けて、区の中だけで検討をするのではなく、区、相談支援事業所、ケアマネージャー、地域包括等の関係者も含めて、一緒に何が課題で、どうすれば解決できるのか、そのための予算や仕組み、何から始められるのか、という点含めて、官民協働で一緒に考えていく場を設けていきたい。

（２）就労・日中活動支援部会

野崎委員が、資料２－２に基づき説明

- ・昨年度より連携している、生活介護連絡会から提出された事例の検討を実施。

特に生活介護事業所では、利用者本人が声をあげることがなかなか難しい。

そういった点から、本人の意思決定が重要であると考えている。

- ・7月25日に、高齢障がい連携会議を実施。

障がいサービスから介護保険サービスへの移行についての課題をテーマに、高齢者福祉側の職員と、障がい者福祉側の職員と一緒に話し合いの機会を設けられた。

- ・高齢障がい連携会議にて、「人材」に関する問題も取り上げた。

職場の課題として、「チン（沈黙）・ゲン（限界まで言わない）・サイ（最後まで言わない）」という言葉が出てきているようだが、この言葉が出ることも自体も、今の職場の環境の課題と考える。

特に、高齢、障がい分野では、次世代の職員が不足してくるのは目に見えているため、人材の確保という課題も続けて取り上げていきたいと考えている。

- ・高齢障がい連携会議も、区の計画の基本方針である、「切れ目の支援をなくそう」ということをまず大目標として掲げているが、65歳を迎えて、自分が高齢者になったと自覚できる人はほとんどいないのではないかと。

ただ、制度上は65歳を迎えると、高齢者という区分になり、自己負担等の問題が発生してくる。そういった、本人の意識という部分も、大事なところではないかとこの会議を通じて感じた。

- ・9月13日実施予定の、「くらしとしごとの相談フェア」について。

こちらも同じく、切れ目の支援に着目し、児童から成人への切り替わりで制度が変わる点について、障がい福祉サービス側の情報を提供し、計画に記載の「本人が望む暮らしを情報と相談で支え

る」ため、開催する。

・「くらしとしごとの相談フェア」では、一般企業、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、相談支援事業所等にもご協力いただけるとのことで、関係者で協力して取り組んでいきたいと考えているため、ぜひ必要とする人にご周知いただきたい。

・特別支援学校や、関係機関連絡会、児童事業所等の連絡会でもご案内し、将来使うかもしれないサービスについて自由に相談、見学ができる機会として周知を進めている。

(3) 子ども部会

安藤委員が、資料2-3に基づき説明

・子ども部会では、障がい福祉推進計画に沿って、渋谷区子育てニューボラ各部署との連携体制を強化している。

・6月に、子育てニューボラの各部署（子ども発達相談センター、中央保健相談所、子ども家庭部保育課、代々木の杜ピア・キッズ（児童発達支援センター）、教育センター）と、現状の情報共有や意見交換を行った。

各部署に対しては、事前に子ども部会から質問事項を送付し、当日回答をもらう形で実施。

・（中央保健相談所）

・赤ちゃんステーション、子どもステーションは、各50人ほどの利用。

医療的ケア児の受け入れは難しいものの、発達に課題のある子どもに対して受入を調整。

・病児保育やシッター派遣事業については、子ども家庭支援センターにて育児支援ヘルパー派遣事業「にこにこママ」を実施。

病児に対しては、ベビーシッター単独での保育は難しいものの、母親の補助という形で対応する場合がある。

・東京都ベビーシッター利用支援事業は、利用機会・時間が拡大される予定。

・医療的ケア児や家族支援としては、赤ちゃん訪問事業がかかわりを持つ。

病院のソーシャルワーカーがコーディネーターとして、カンファレンス等で関係者を引き合わせてもらえる。りばあさいど原宿との連携事例はこれまで2件。

・（子ども発達相談センター）

・相談数の推移としては、上昇傾向。

・令和8年度より、5歳児検診を実施する予定。

・園・学校等訪問支援事業「いんくる」では、支援の8割が学齢児。小学校の特別支援教室や、放課後クラブへの訪問の増加がみられる。

・（保育課入園相談係）

・入園相談における保育者の希望や困りごとなどについて、医療的ケア児の課題がある。

園への希望に対して、どこまで対応できるか、検討している。

・子ども発達相談センターとは、児童の様子を確認し、助言を得ている。

児童発達支援センター（代々木の杜ピア・キッズ）との連携はない。

りばあさいど原宿とは、医療的ケア児の対応について連携が必要と考える。

・（代々木の杜ピア・キッズ）

- バスの運行により、保護者との接点が減少しているため、保護者会の年間開催日を計画的に設定し、曜日についても工夫を行っている。
- 保育所等訪問事業では、子ども自身の課題か、大人の困り感の案件なのか、園内部だけで判断することが難しい現状に寄り添い、保護者との関係構築に尽力している。
- (教育センター)
 - 令和7年度活用された就学シートは68件。学級編成や日常的な配慮検討等に活用。事前に児童の特性や保護者の要望を把握できるため、保護者との関係性構築、保護者への安心感につながるとの声がある。
 - けやき教室について、児童に応じ利用頻度は異なる。体験学習や、心理士による個別面談も行っている。
 - 令和7年度より、自閉症・情緒障がい特別支援学級を常磐松小学校に設置した。特性による登校の渋りや学級の集団活動に参加できない児童の登校が安定し、通常級との交流学习を通じて、運動会に参加できたケース等があった。
 - 地域の放課後クラブで、令和4年度から特別支援学校在籍児童の受け入れを開始し、毎年利用希望がある状況。利用頻度は、週1回から週3回と、児童によってさまざま。
 - 新設される日中一時支援事業所については、事業所が決定し、開設に向けた準備が進められている。
- 子ども部会では引き続き、渋谷で育つ子どもたち一人一人を大切に育て、子どもの未来のため、また、保護者が安心して働きながら子育てができるよう、継続して検討、調整を繰り返していきたい。
引き続き区内の児童発達支援や放課後等デイサービス事業所等との連携により、ネットワークをさらに強化していきたい。

(4) 暮らし部会

浦野委員が、資料2-4に基づき説明

- 次第1でもふれた、モデルを使った検討に関して部会内で検討を行った。
ただ、検討を進めるにあたり、以下課題としてあがっている。
 - 今後必要と思われる資源のリストの作成
⇒地域生活支援拠点等と連携していきたい。
 - モデルとして、本人だけでなく、家族の視点も含めた支援を考えているが、具体的な検討を進めるにあたり、ニーズアセスメント、特に知的障がい等で自分の意思の表出が難しい人に対し、実際にどのようにアセスメントが実施されているのか確認する必要がある。
⇒まずはどのようにアセスメントが行われているのか、相談支援部会や権利擁護センター等にご協力いただきながら、確認するところから進めていきたい。

3 障がい福祉推進計画の進捗管理

事務局が、資料3および障がい福祉推進計画（2024～2026年度）に基づき、障がい福祉推進計画（2024～2026年度）の取組を説明

- ・次期障がい福祉推進計画（障がい福祉推進計画（2027～2029年度））について、今年度から検討を開始することから、計画の基本的な考え方に立ち返り、そこから今期計画全体の進捗について広く振り返る。

《計画の基本的な考え方について》（渋谷区障がい福祉推進計画（2024～2026年度）25ページ）

- ・基本理念としては、中長期的な視点で施策を推進するため、前計画の基本理念「誰もが自分らしく暮らせるまち しぶや」を継承している。
- ・この基本理念のもと、今期の計画における基本目標として、以下3目標を定めている。
 - （1） 自分が望む暮らしを情報と相談で支えます
 - （2） ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します
 - （3） 互いを理解し支え合う地域づくりを支えます
- ・これらの目標を達成するため、施策区分や具体的な施策の方向性を定め、個別施策を推進している。

《具体的な施策の進捗状況について》

【基本目標1：自分が望む暮らしを情報と相談で支えます】

（1-1 届ける・受け取る）

- ・従来の窓口による申請に加え、一部申請にてLINEによる受付を開始。これにより、夜間・休日でも行える手続きが増加
- ・区ニュースや障がい者福祉のてびきなど、わかりやすい情報発信に力を入れている。

（1-2 相談する）

- ・令和6年5月より、休日・夜間における緊急時の相談に対応した、渋谷区障がい者緊急相談窓口を設置
並行して、障がい福祉サービスにつながない人に対し訪問支援を行うための、障がい者支援アウトリーチ事業も実施
- ・令和6年12月に開設した、渋谷区りばあさいど原宿内に、特定相談・障害児相談支援事業所 Seamless Support Labs リンクを開設し、医療的ケア児等コーディネーターを配置
- ・渋谷区障害者福祉センターはあとぴあ原宿内に設置していた、「はあとぴあ相談ステーション」について、令和7年3月に、渋谷区役所5階に移転し、名称を「障がい者支援課障がいサービス調査係・COCORO」に変更
これに伴い、旧はあとぴあ相談ステーションにて受け付けていた、障がいのある人の福祉に関する様々な問題についての相談、一般的な相談は、りばあさいど原宿にて受付

【基本目標2：ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します】

（2-1 育ち・学び）

- ・渋谷区りばあさいど原宿内に、区内初となる重症心身障がい児・医療的ケア児にも対応した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を設置
- ・就学時における支援として、令和7年度より区立常磐松小学校で自閉症・情緒障がい特別支援

学級を設置

- ・多層指導モデルMIMを活用した読み書きアセスメントを、小学校1年生全児童に対して実施。
- ・令和7年度より、はぁとぴあ原宿における日中一時支援事業について、長期休暇期間における事業時間を30分前倒しに変更
- ・在宅レスパイト事業について、年間利用時間の拡充
- ・神宮前にし保育園跡地における、日中一時支援事業の開始に向けた整備検討
- ・ピアカウンセリング事業の拡充

(2-2 社会参加)

- ・渋谷区りばぁさいど原宿内に、重症心身障がい者及び医療的ケアにも対応した生活介護施設を開設
- ・はぁとぴあ原宿においても、令和7年4月より生活介護事業における利用時間を1時間拡充
- ・令和6年4月、シブヤフォントラボが原宿スクエア7階に開業し、定期的に障がい者施設で製作する自主製品の製作実演を実施
- ・渋谷区就労支援センターハートバレーしぶやの移転（渋谷区文化総合センター大和田へ）
- ・区役所実習の実施回数を増加

(2-3 地域で暮らす)

- ・渋谷区地域生活支援拠点等の整備
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の運営を通して、居住に関する問題について関係機関と協議
- ・日常生活を支えるサービスについても、一部条件の緩和や交付枚数の増

(2-4 集い・交流)

- ・介護予防や健康づくり等のため、自主的、定期的に集まり、支え合いの輪を広げる通いの場をつくるため、仲間づくりや通いの場の立ち上げについて、令和7年度よりイベント形式で支援を実施（概ね60歳以上の人が対象）。
- ・令和7年度より、障がいの有無にかかわらず、パラスポーツの魅力を掘り下げて紹介し、体感できる場として、「パラスポーツここ掘れWAN!WAN!体験会」を新たに実施

(2-5 保健医療)

- ・令和6年度以降大きな施策に関する動きはないものの、引き続きこれまで実施していた健康相談や医療費の助成等、各連携機関と連携しながら協力体制を保っていきたい。

【基本目標3：互いを理解し支え合う地域づくりを支えます】

(3-1 理解促進)

- ・障害者差別解消法改正に伴い、障がい者の差別解消に向けた取組みを実施
- ・第25回デフリンピック競技大会東京2025の機会も活用し、子供から学生、また大人まで、幅広い世代に対する理解促進の取組を実施

(3-2 バリアフリーなまちづくり)

- ・令和6年度のテスト運用を経て、令和7年度よりバリアフリーマップの本格運用を開始
- ・九号通り公園について、インクルーシブな遊具5基を設置するなど、全面改修を実施し、令和7

年4月に開園

(3-3 災害対策)

- ・災害時要配慮者の支援について、名簿の作成や説明会等による周知、避難行動要支援者ハンドブックの作成による啓発を実施

(3-4 人材育成)

- ・既存の支援者養成研修や人材確保イベントなどは継続して実施。
- ・人材定着促進に向け、ガイドヘルパー養成講座において、令和6年度より希望者に対し実践的な研修を実施

4 次期障がい福祉推進計画の策定について

事務局が、資料4に基づき、障がい福祉推進計画（2027～2029年度）の策定について説明

- ・おおよそのスケジュールとしては、令和7年度中にアンケート調査、意見交換会等の基礎調査を実施し、令和8年度に具体的な策定に向け検討を行う。
- また、基礎調査にあたっては、自立支援協議会にもご協力いただきながら、障がい当事者および家族等へのグループインタビューの実施についても予定。
- ・検討にあたっては、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等を中心に構成された計画策定プロジェクトチームを中心に進めていく。
- ・アンケートを実施するにあたり、区として次期計画の方向性は、「選べる、選択する支援」を実施することと定めた。

⇒今回の基礎調査実施までの大きな変化として、以下3点があると考えている。

(1) 親なき後を見据えた、住まいに対する考え方の変化

- ・8050問題、またその問題が9060問題へと移行しつつあること。
- ・渋谷区内のグループホーム等の社会資源の不足の現状から、自宅で暮らすことも考える必要がある、という点について、家族会や協議会でのグループワークから出てきていること。
- ・親なき後を見据えた地域移行を目的とし、地域生活支援拠点等の整備推進を内容とする改正障害者総合支援法が令和6年度から施行されたこと

(2) 社会情勢に伴い、保護者の就労の仕方、考え方への変化

- ・コロナ禍からの回復、物価高騰、育児介護休業法の改正、労働移動の円滑化等の社会情勢の変化
- ・選択的週休3日制や、短時間正社員の推進など、多様で柔軟な働き方の推進
- ・正規労働者、非正規労働者ともに増加傾向

(3) 行政が子どもの施策に力を入れるようになった変化

- ・こども家庭庁の創設、こども未来戦略、こども大綱、こどもまんなか実行計画2025の作成など、国の施策に関する動向
- ・2050東京戦略というこどもの先着目標、保育料第一子無償化の開始などの都の施策の動向

これらの変化の実態がある中で、渋谷区としては、「選べる、選択する支援」に重点的に取り組む。

- ・具体的なスケジュールについて。

9月下旬ごろ …… アンケート項目の確定
11月上旬ごろ …… アンケート調査票の発送
12月末まで …… アンケート回収
1月ごろ …… 意見交換会の実施
年度末 …… 調査結果の集約

5 グループワークによる意見交換

現行計画の振り返りについて、小グループでのグループワーク形式にて意見交換

グループ①

- ・障がいのある高齢者について話題にあがった。
認知症等の人で、家族からが事態が悪化するまで気づかず、何度も救急車で運ばれて、家族が気が付いたときには1人では暮らせない状態になり、何とか特別養護老人ホームに入居させてもらい、面倒を見てもらった、というケースがあった。
今、このように連絡がつかない、または普段から事前に準備ができていない人もいるという話をした。
- ・家族の高齢化に伴い、精神障がいのある子を高齢の両親が支援しているケースでは、両親どちらかが倒れてしまうと、本人がひきこもりになってしまう、または誰も支援に入っていない状態が続くケースもあるという話をした。
- ・土日に相談できる場所があるということは自分自身も知らなかった。そういったことを周知していくことは、今後必要なのではないか。

グループ②

- ・児童に関する福祉について。
- ・最終的な結論としては、「ないものだらけ」というところ。
- ・切れ目をなくす、と言いながらも、どうしても引き継ぐ状況も限界がある中で、特に高校からの部分は難しいのではないかという話題があがった。
- ・それを全てつなげられるところも結局ないし、教育の部門と障がいの部門は、断ち切れている部分もあるため、つなぎにくいということが問題感としてあった。
- ・放課後の過ごし方についても、長期休み含め、ふだんからの放課後等デイサービスの少なさや、移動支援のヘルパー不足など、問題が山積する中で、どう切れ目なくつなげばいいのか、という問題提起でお話が終わった。

グループ③

- ・障がいから高齢への移行のケースは、今回キーワードとしてあがったため、引き続き進めてほしいという意見があがった。

- ・ライフステージ全体を見渡せるような、ライフプランシートのようなものを見通すような仕組みがあると良いのではないかという意見があがった。
- ・協議会でも議論をしているが、そもそも協議会委員さんに渋谷区の地域にあるサービスを認識してもらい、そのうえで議論に参加いただく必要があるのではないか。
関連して、これまで、協議会の視察として、区外の施設の見学等も行っていたが、外に出るのではなく、まずは地元の、自分たちの足元にある施設をちゃんと見た方が良いのではないかという意見もあがった。

グループ④

- ・障がい福祉サービスから高齢期への移行に関して中心に検討した。
- ・支援者側の課題としては、高齢領域、障がい領域ともに、支援者の具体的なノウハウ等人材育成が必要となってくるため、計画にしっかり落とし込み、システムや大学生のためのカリキュラム等具現化させた方がよいのではないか、という意見があがった。
- ・さらに、支援者だけでなく、当事者、親自身の普及啓発や、教育という部分について、成年後見や緊急時対応ももちろんのこと、平時、具体的にどうしたらよいかというところの普及啓発が必要なのではないか、そういった講演会や、家族支援計画の検討について事業所側に意識させられると良いのではないか、という意見があがった。
令和6年12月に開所したりばあさいど原宿での医療に対する支援の部分が、これから地域の障がいのある人達へ広まっていくことが、一つの安心にもつながっていくのではないか。
- ・全体的には、地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター、保健師さんなど、様々なところで活動している人はいるものの、実際にこれらの人がどうつながっていくのか、というところが協議会としてもまだ見えていないことが改めてわかった。
連携と言葉では言っても、実際にどうしたら連携できるのか、という部分については、今後もっと考えていかなければならない。
- ・連携を進めるためには、これまでもあがったモデルケースについて、実際に動かしていき、その中で考えていくことも必要なのではないか。

浦野委員によるまとめ

- ・全体的に、子どもから高齢まで見渡すことができていない点が課題としてあげられていた。
- ・切れ目のない支援、と言いながら、実情は切れ目だらけであるし、そこをつないでいくサービスも不足しているという現状があるのではないか。
- ・大きな切れ目として、卒業から就職、そして障がい福祉サービスから高齢者福祉サービスへというところで課題があることがあげられていた。
 - ・高齢の部分では、支援者、親、制度など、これまで協議会で議論されてこなかった部分も多くあがり、今後力を入れていく必要があるということが出されていた。
- ・委員のみなさんが、より実践的な、具体的な議論をするためには、もっと現場を見ていただく必要もあるのではないか、ということもあげられていた。

〈委員からの意見〉

- ・グループワークでの意見交換を経て、次期計画について、今期の計画のねらいにおいて、「就労」という点を意識しすぎているように感じた。
多様な生き方ができるはずなのに、就労と絞ってしまっている部分は、少し修正した方が良いのではないか。
- ・「保護者」について言及している点も、保護者だけでなく、きょうだいの支援も必要という話題もあがった。
これも家族としての選択、支援をどうしていくのかという点で、ややテーマを絞りすぎているように感じている。
これらの点について、修正いただいたうえで、次期計画の策定をしていくことが重要と考える。

6 その他

(1) 区・委員からの情報提供

委員から情報提供

- ・渋谷福祉学会第8回大会のお知らせ（ポスター発表募集のご案内）
- ・障害者記念式典後 超短時間雇用に関する講演会・シンポジウムのご案内

(2) 次回日程

日時：令和7年12月25日(木) 10時から12時まで

場所：区役所14階大集会室

－ 閉会（12：00）－